

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 27 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	702,000 561,600	一括	140,400	15,167	0
1	240,000				
2	462,000				



物 件 目 録

1 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無

地 番 210番11

地 目 宅地

地 積 241.41平方メートル

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無210番地11

家屋 番号 210番11

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階58.79平方メートル
2階56.31平方メートル

但し、共有者全員持分全部



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 6日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無
地 番 210番11
地 目 宅地
地 積 241.41平方メートル

但し、共有者全員持分全部

- 2 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無210番地11
家屋 番号 210番11
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階58.79平方メートル
2階56.31平方メートル

但し、共有者全員持分全部



令和6年(ケ)第 132 号
令和6年11月14日受理
令和6年12月**25**日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無
地 番 2 1 0 番 1 1
地 目 宅地
地 積 2 4 1 . 4 1 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無 2 1 0 番地 1 1
家屋 番号 2 1 0 番 1 1
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 8 . 7 9 平方メートル
2 階 5 6 . 3 1 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

但し、共有者全員持分全部



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示未実施			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者ら ☐ その他の者 本土地上に、土地所有者が下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	本土地は、公図上、その北側で亘理郡山元町が所有する地番 2 1 0 番 1 5 の公衆用道路（町道に認定されている）に接している。			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	本建物の 1 階天井付近まで東日本大震災の時の津波の痕跡があり、室内も津波によると思われる損傷箇所が多数認められた。 本件共有者 A B は既に別住所に転居しており、その他室内の状況から本建物を空き家の状態で A B が所有占有しているものと認められた。なお、A B が調査に立ち会わなかったため、占有関係等について確認することができなかった。			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣居住者	このあたりは、東日本大震災の際、約2メートルの津波が来て建物の1階天井付近まで浸水しました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 6 年11月15日 (金) 11:30 - 11:35	山元町税務課	間取図申請
R 6 年11月15日 (金) 11:35 - 11:45	山元町建設課	接道関係について調査
R 6 年11月15日 (金) 11:50 - 12:00	物件所在地	物件確認
R 6 年11月19日 (火) 12:50 - 13:00	仙台北務局	接道関係について全部事項証明書受領
R 6 年11月25日 (月)	執行官室(郵便)	間取図及び本件共有者A Bの住民票受領
R 6 年11月26日 (火)	執行官室(郵便)	期日通知
R 6 年12月6日 (金) 9:50 - 10:20	物件所在地	物件調査, 近隣居住者と面談, 占有関係調査, 写真撮影, 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和6年12月6日
目的物件は不在だったので, 立会人Cを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：国上測定)

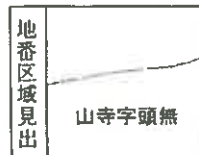
+6054.112



+5929.112

(座標値種別：国上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011 par)による修正がされています。



請求部	所在	亘理郡山元町山寺字頭無				地番	210番11				A 4 判に縮小	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)				種類	地籍図
作成年月日	昭和58年1月				備付年月日(原図)	昭和61年10月23日				補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局名取出張所管轄)

令和6年8月9日
東京法務局

地図整理番号：M76518

登記官

(1/1)

(5 枚目)

登記年月日：平成14年4月17日

これは図面に記載されている内容を証明した面である。
(仙台法務局名取出張所管轄)

令和6年8月9日 東京法務局

登記官

(6 枚目)

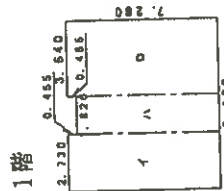
各階平面図

164060

家屋番号 210番11

建物の所在 亶理郡山元町山寺字頭無210番地11

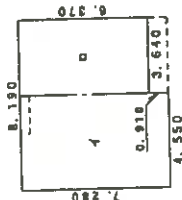
物件2



求積表

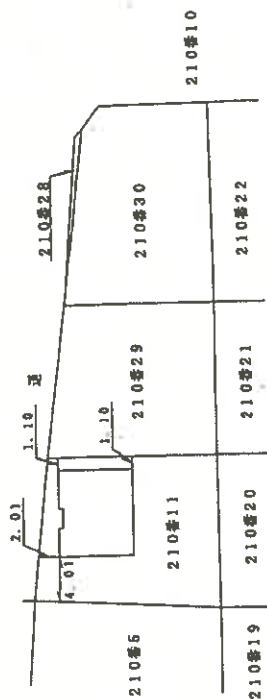
イ	2.730 × 7.280	=	19.874400
ロ	3.640 × 7.280	=	26.499200
ハ	1.820 × 6.825	=	12.421500
合計			58.795100
床面積			58.79 ㎡

2階



求積表

イ	4.550 × 7.280	=	33.124000
ロ	3.640 × 6.370	=	23.186800
合計			56.310800
床面積			56.31 ㎡



A4判に縮小

(面積12)

作製者

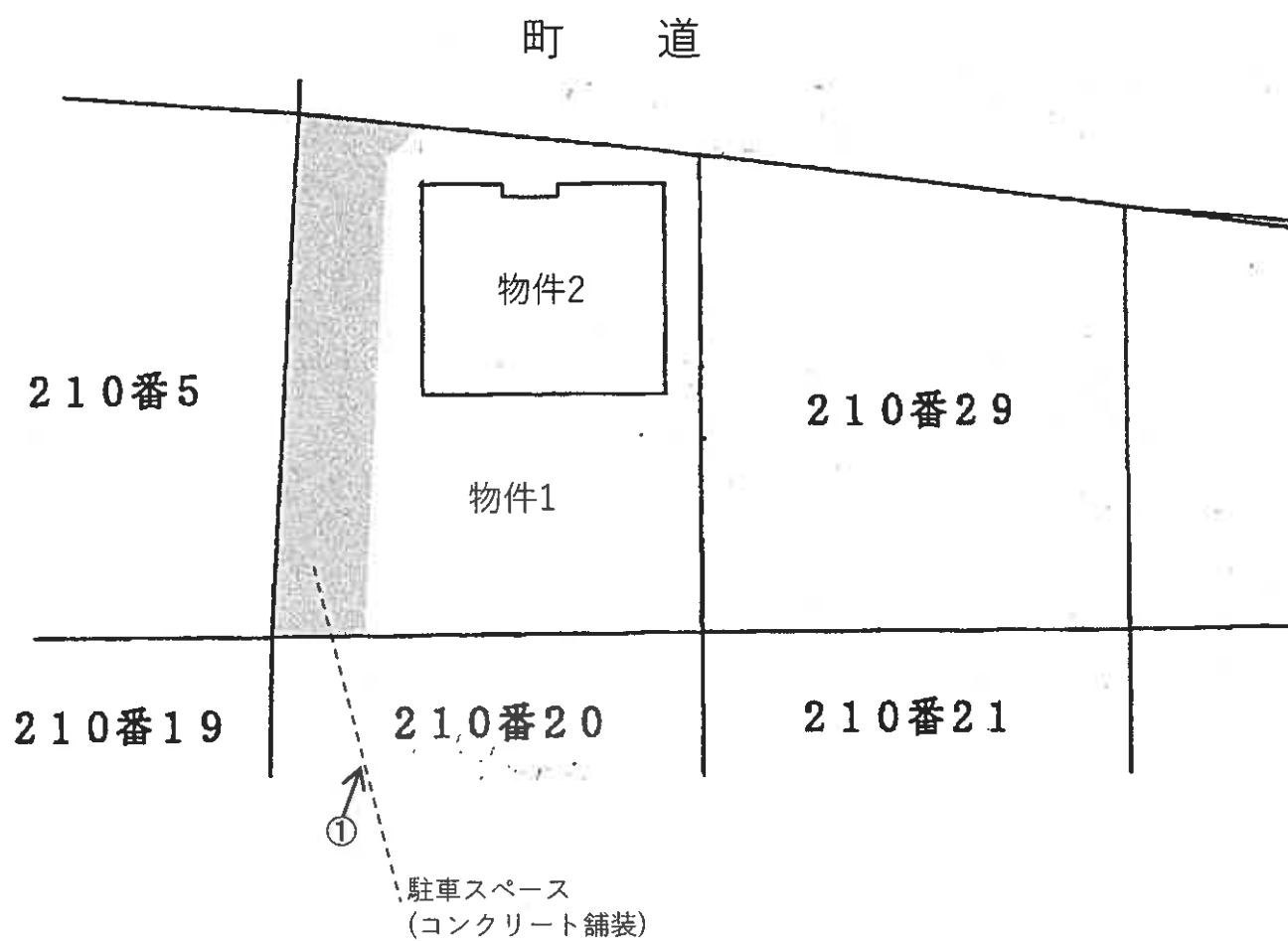
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

平成14年4月17日登記

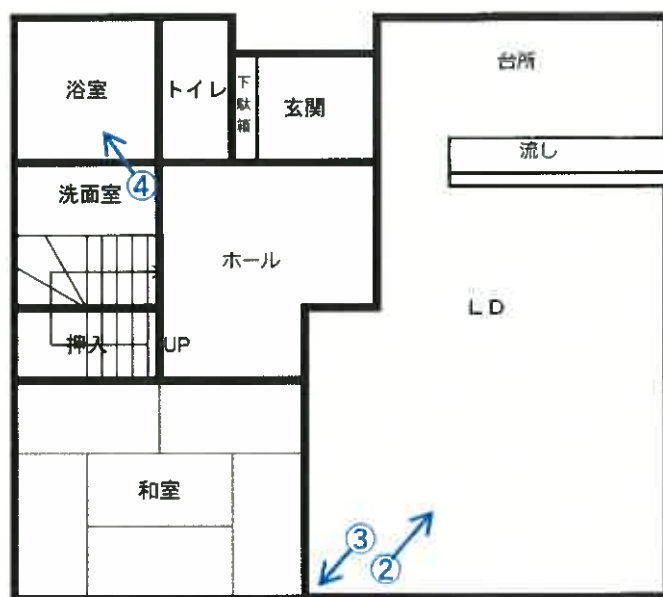
地図整理番号：M76520



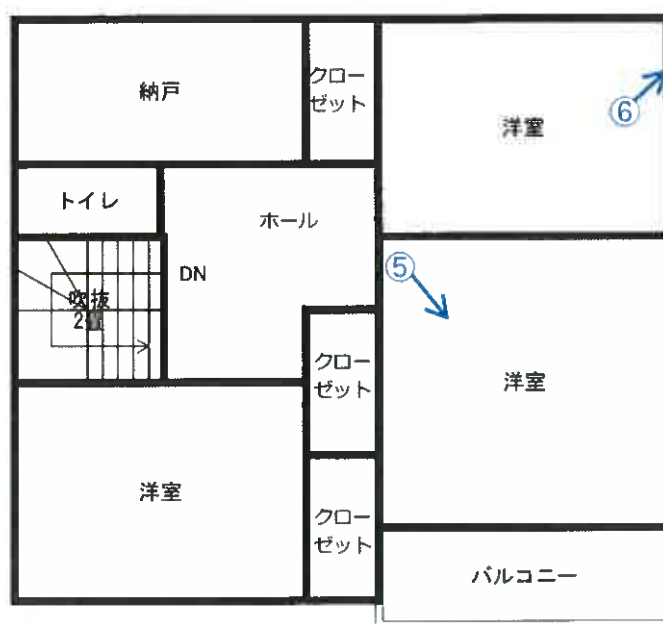
土地建物位置関係図



1 階



2 階



間取図
(物件2)

←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1

物件 2

町道



駐車スペース(コンクリート舗装) 物件 1

写 真 2



写 真 3

津波による床上浸水の跡



写 真 4



写 真 5



写 真 6



令和 6 年 (ケ) 第 132 号
令和 6 年 12 月 6 日 現地調査
令和 6 年 12 月 25 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西山 敦

第1 評価額

一括価格		
金 702,000円		
内訳価格		
物件1(土地)	金	240,000円
物件2(建物)	金	462,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「山下」駅の東方・道路距離約1.3km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該地域は、常磐線・旧山下駅の北東側に隣接した住宅地域で、東日本大震災の津波被災地に当たる。平坦な地勢の中に一般住宅が散在する地域状況になっている。目的土地は、山元町役場の北東方約3.1kmにあり、山下第二小の北東方約1.6km、山元中の東方約3kmにある。商業施設は、フレスコキクチ山下駅前店の北東方約1.4kmに位置する(いずれも道路距離)。 県内の不動産市場は、住宅を取得するための良い環境が継続する中で、仙台圏で堅調さが続いているが、沿岸部は、開発の進んだ利便性の良い地区を除くと弱含みで推移している。目的物件周辺は、常磐線の西側の開発地区(つばめの杜)とは異なり、不動産需要は弱く、震災時に2mを超す津波が押し寄せたことがその原因にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	無指定
	建 ぺ い 率	指定: 70%
	容 積 率	指定: 200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	津波防災区域・第2種区域に指定されており、既存住宅の修繕を除く建物の新築や増改築に際して、建物の基礎の上端の高さを道路面から1.5m以上にすることが定められている。
画 地 条 件	間 口 ・ 奥 行	約14m×約17m
	地 積	241.41㎡
	形 状	長方形状
	地 勢	平坦
	街路接面状況	中間画地
	そ の 他	特になし
接 面 道 路 の 状 況	北側で幅員約6mの舗装町道(建築基準法第42条1項1号道路)に等高に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道 : あり 下水 : あり ガス配管 : なし	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地・頭無遺跡の指定下にある。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物： 家屋番号 210番11	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日(登 記 記 載)：	平成 14 年 3 月 26 日 新築
	経 過 年 数：	23年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数：	2年
構 造	木造スレート葺2階建	
仕 様	外 壁： サイディング 内 壁： クロス貼り等 天 井： クロス貼り・合板 その他：	床： フローリング、畳 設 備： 電気・給排水
	(注)建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 (現 況)	115.10㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添間取図の通り
品 等	普 通	
保守管理の状態	不 良	
建 物 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	(1階) ・津波被害の復旧がなされておらず、加えて管理不良による損傷が著しい。 ・東・西・南側のサッシが破損している。 ・居間と台所、玄関周辺の内壁が破損し、断熱材がむき出しになっている箇所もある。 ・和室の床が損傷し、部分的に床板が外されている。 ・浴室の壁が破損し、浴槽が破損している。 ・便器が取りはずされている。 (2階) ・家財道具や生活ごみが残置されている。 ・経年に加え、管理不良による損傷が見られる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を以下のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	6,530円/㎡	0.69	241.41㎡	0.70	761,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

基準地 山元(県)ー2

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 8,200\text{円/㎡} & \times & \frac{99.1}{100} & \times \frac{100}{102} & \times \frac{100}{122} & = & 6,530\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正: 方位2

◇ 地域格差 : 街路1、交通接近1、環境0、行政(津波防災)20

イ 個別格差: 埋蔵文化財包蔵地-1、方位0、宅地整備費(盛土)等-30

ウ 地 積: 登記数量による

エ 建付減価: 土地上の建物の土地に対する最有効使用の障害の程度より減価率を求め、建付減価を判定した。(減価率: 30%)

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ
2	158,000円/㎡	115.10㎡	0.05	909,000円

ウ 現価率: 経過年数23年、経済的残存耐用年数2年、観察減価40%、残価率0%により現価率を査定した。

$$\diamond \text{現価率} \cdot 0.05 = \{ 0 + (1 - 0) \times (2\text{年} / 25\text{年}) \} \times (1 - 0.40)$$

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、物件1については土地利用権等価格を控除し、物件2については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	761,000円	1.00	0.25	法定地上権	190,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の 100% の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

② 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	761,000円	－ 190,000円	1.00	0.70	0.60	240,000円
2	909,000円	＋ 190,000円	1.00	0.70	0.60	462,000円
一括価格(合計)						702,000円

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：対象不動産周辺における最近の不動産需要を考慮し、市場性修正率を上記のとおり判定した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

基 準 地 山元(県)－2

所 在 : 山元町坂元字館下77番1

価 格 : 8,200円／㎡

位 置 : JR坂元駅の南西方約0.9km(道路距離)に位置する。

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 1,104㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 街 路 : 南側6m町道

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域・無指定(建蔽率70%、容積率200%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅に店舗も混在する地域

第7 附属資料

- 1 位置図(国土地理院地図)
- 2 法第14条1項地図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無
地 番 210番11
地 目 宅地
地 積 241.41平方メートル

但し、共有者全員持分全部

- 2 所 在 亶理郡山元町山寺字頭無210番地11
家屋 番号 210番11
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階58.79平方メートル
2階56.31平方メートル

但し、共有者全員持分全部



N

地区外

物件1

211-2

210-14

210-28

210-30

211

地区外

210-13

210-11

210-29

210-5

210-22

210-7

202-2

210-20

210-19

210-18

210-17

210-2

212-5

202-6

道

210-23

210-24

210-25

210-26

210-27

206-5

212-2

202-7

206-3

204-12

+5029.112

(図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した地籍補正パラメータ(rouhou/fusei/ryosaki/2011.par)による修正がされています。

地籍図種別
見出し

山寺字頭無

請求 部分	所在地	亘理郡山元町山寺字頭無			地番	210番11		
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	※	地図 法第4条第1項	種類	地籍図
作成 年月日	昭和56年1月	併付 年月日	昭和56年3月23日	備考 事項				

これは地図に記録されている内容を証明した写しである。

(仙台法務局名取出張所管轄)

令和6年8月9日

東京法務局

A3をA4に縮小

地図整理番号：M76518

初記官

(1/1)

登記年月日：平成13年11月27日

前 210-11 新 210-11
後 210-11 210-11
210-29 210-29

90896

地積測量図

地番 210-11 210-29
210-30

土地の所在 直理郡山元町山手第無

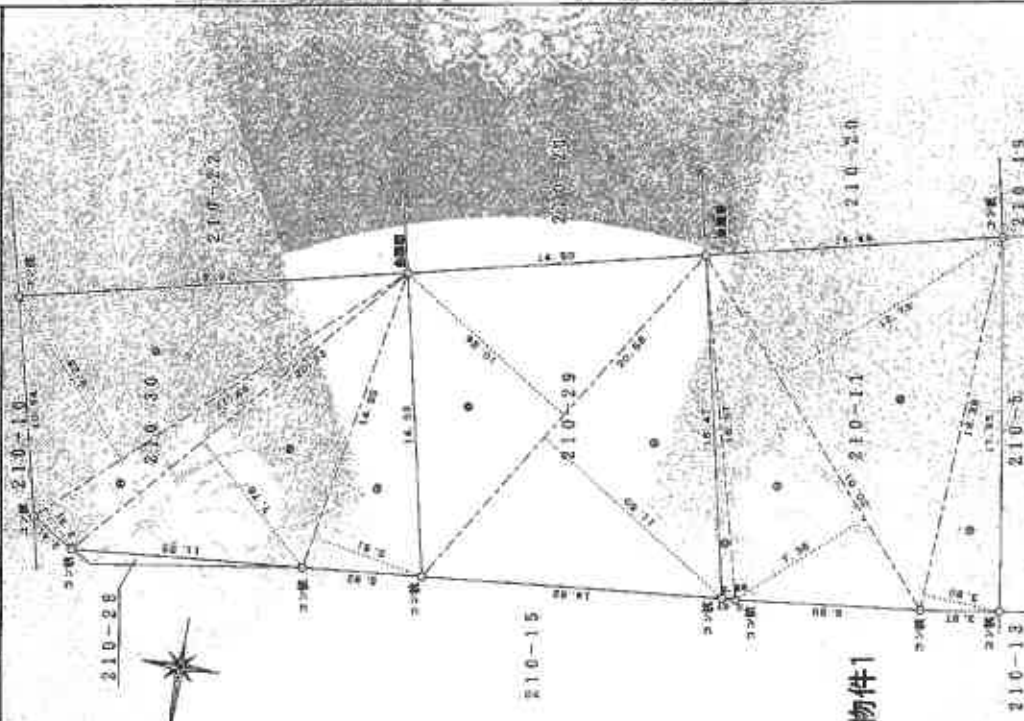
三級測量

地番	NO	方位	長さ	傾斜	地積
210-11	イ	18.25 X	3.80	0.02000	
	ロ	50.01 X	12.75	235.127500	
	ハ	20.01 X	7.36	147.373600	
	ニ	16.57 X	0.65	10.936200	
	合計		482.839200		
	面積		241.419600		341.41

地番	NO	方位	長さ	傾斜	地積
210-29	イ	20.58 X	11.60	238.728000	
	ロ	20.58 X	10.24	210.739200	
	合計		443.407200		
	面積		224.733600		224.73

地番	NO	方位	長さ	傾斜	地積
210-30	イ	14.95 X	5.51	83.869500	
	ロ	20.93 X	7.70	168.416000	
	ハ	21.49 X	2.31	49.841900	
	ニ	21.49 X	5.28	139.427200	
	合計		405.355400		
	面積		247.677000		247.67

物件1



作製者

(平成13年10月2日作成)

申請人

平成13年11月27日登記

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容の証明として提出する。
(測量士事務所名と印を捺す)
平成13年11月27日 測量士事務所

測量士

地図製図番号 476519

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成14年4月17日

164060 各階平面図

家屋番号 210番11

建築物の所在 直野郡山元町山崎中込無210番地31



求積表

1. 2.730 × 7.260 = 19.874000
2. 3.640 × 7.260 = 26.498400
3. 1.820 × 6.825 = 12.421500
合計 58.795100
床面積 58.79 ㎡

物件2



求積表

1. 4.550 × 7.260 = 33.124000
2. 3.640 × 6.370 = 23.186800
合計 56.310800
床面積 56.31 ㎡

作製者

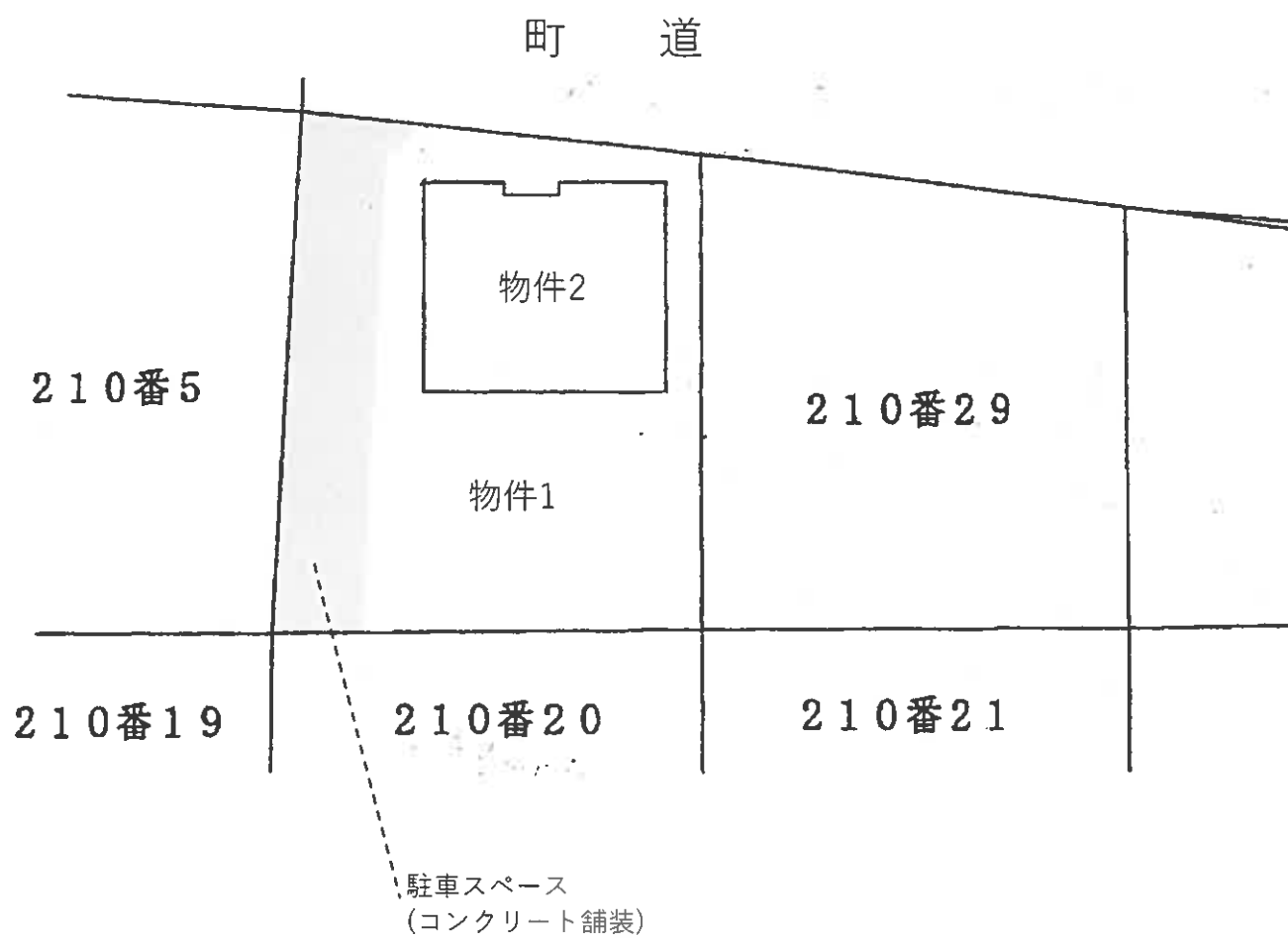
年 4 月 15 日付(製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

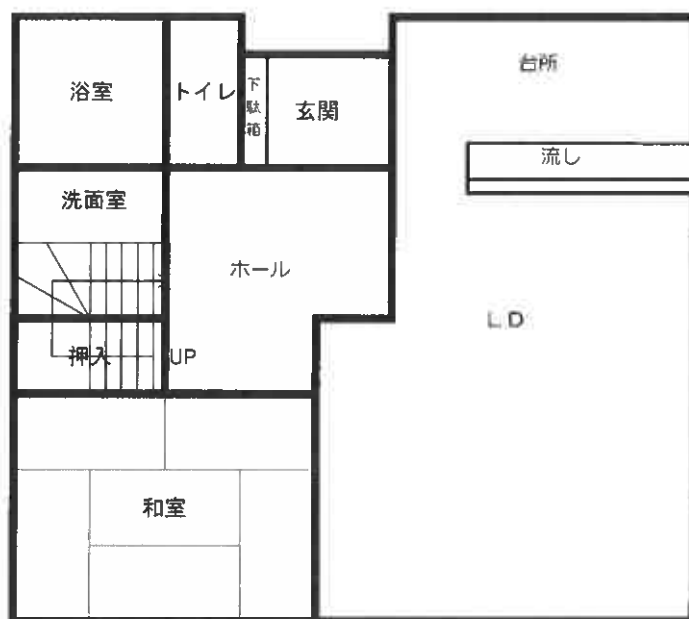
平成14年4月17日登記



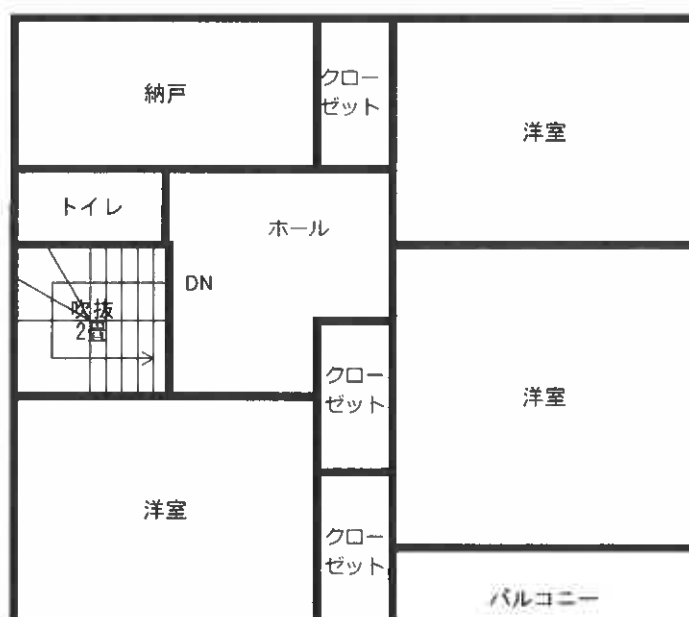
土地建物位置関係図



1 階



2 階



間取図
(物件2)